

# 改葬の手続きについて

## 「改葬」とは？

お墓又は納骨堂に納められているご遺骨を、別のお墓又は納骨堂に移動させることをいいます。改葬を行うためには、現在ご遺骨が納められているお墓又は納骨堂の所在地の市区町村が発行する改葬許可書が必要になります。

## 1. 「改葬」の手続きをはじめる前に

以下の点について確認してください。

○現在ご遺骨を納めているお墓又は納骨堂は、湖西市内にありますか。

湖西市外の場合は、お墓又は納骨堂がある市区町村にご相談ください。

○火葬されてからご自宅に安置していたご遺骨をお墓に納める場合には、ご遺骨を移動させても改葬には当たらず、改葬許可申請が不要な場合があります。「よくあるご質問」をご確認いただくか、お問い合わせ先にご相談ください。

○改葬にあたり移動先のお墓又は納骨堂を先に決めておく必要があります。

○現在ご遺骨が納められているお墓又は納骨堂の管理者には、改葬を行うことをあらかじめ伝えておきましょう。

## 2. 「改葬」の手続きの流れ

### ①改葬許可申請書の用紙を環境課窓口で取得してください。

※改葬許可申請書は、ご遺骨1体につき1部必要です。

※改葬許可申請書の用紙は、複写式で3枚で1部です。

※改葬許可申請書の用紙を郵送することも可能ですので、お問い合わせ先にご相談ください。

### ②申請書に必要事項を記入してください。

※2ページの「申請書の書き方」をご覧ください。

※湖西市利木墓園からの改葬の場合は、墓地使用者が申請者となります。

### ③現在ご遺骨を納めているお墓又は納骨堂の管理者に、墓地管理者欄へ記入・証明してもらおう。

### ④環境課窓口で改葬許可申請書を提出する。

※郵送で申請することも可能ですので『〒431-0492 湖西市吉美3268番地 湖西市環境課生活係』へお送りください。郵送の場合は、昼間連絡がとれる電話番号を必ず同封してください。

### ⑤改葬許可書を受け取る。

※改葬許可書1枚あたり350円の証明手数料がかかります。郵送の場合には、証明手数料の納付書を同封しますので、納付書裏面記載の金融機関等で納付してください。

### ⑥現在ご遺骨を納めているお墓又は納骨堂からご遺骨を引き取ってください。手続きなどについては、現在ご遺骨を納めているお墓又は納骨堂の管理者にお尋ねください。

### ⑦改葬先のお墓又は納骨堂の管理者に改葬許可書を提出し、ご遺骨を納めるようになりますので、手続きについては改葬先のお墓又は納骨堂の管理者にお尋ねください。

※改葬が完了すると「改葬許可書」はお手元には残りません。

申請書の書き方

改葬許可申請書

死亡者の本籍	湖西市〇〇丁目〇〇番地		
死亡者の住所	湖西市〇〇丁目〇番〇号		
死亡者の氏名・性別	湖西 〇〇	<input type="radio"/> 男 ・ <input type="radio"/> 女	
死亡年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	死亡した日を記入してください。 (資料や戸籍を調査してもわからない箇所は「不詳」と記入してください) 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
埋葬又は火葬の場	湖西市△△町△△番地 ▲▲寺		
埋葬又は火葬の年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	現在の墓地又は納骨堂に納骨した日を記入してください。 ※わからない場合は「不詳」と記入してください。 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
改葬の理由	永代供養塔への合祀のため		
改葬の場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 ■■霊園		
申請者	住所	湖西市吉美3268番地	
	死亡者との続柄	長女の長男	氏名 湖西 ●● (印)

死亡時点の本籍、住所を番地まで記入してください。(資料や戸籍を調査してもわからない箇所は「不詳」と記入してください)

文字をくずさないで記入してください。

死亡した日を記入してください。(資料や戸籍を調査してもわからない箇所は「不詳」と記入してください)

現在納骨してある墓地又は納骨堂の所在地及び名称を記入してください。

現在の墓地又は納骨堂に納骨した日を記入してください。 ※わからない場合は「不詳」と記入してください。

ご遺骨を移転する理由を記入してください。 例)現在の墓地が遠隔であり自宅近くの墓地に移すため、等

移転先の墓地又は納骨堂の所在地及び名称を記入してください。

上記の埋葬納骨 死亡者から申請者を見たときの関係を記入してください。例)長女の長男、兄の次男 等

現在、祭祀を主宰する方が申請者となります。

令和 年 月 日

住所 湖西市

墓地管理者

氏名

静岡県湖西市長

様

現在納骨してある墓地又は納骨堂の住所、名称、管理者(代表者)の証明が必要になります。署名・押印が必要となります。(住所と名称はゴム印等の使用も可)

## 《よくあるご質問》

### Q 1 改葬許可書の発行に料金はかかりますか？

A 1 改葬許可書の発行手数料は、ご遺骨 1 体分につき 3 5 0 円を許可書交付時に納付していただきます。

### Q 2 改葬許可書はすぐに発行されますか？

A 2 内容確認及び事務処理に、1 日～2 日必要となりますのでご了承ください。

### Q 3 現在お墓は新居地区にありますが、家の近くの新居地域センターで申請できますか？

A 3 申請窓口は、湖西市環境課になります。

### Q 4 死亡者の住所（又は本籍、火葬場所、死亡年月日等）がわかりません。

A 4 墓地管理者の資料や戸籍で調査しても不明な場合は、空欄でなく「不詳」と記入してください。

### Q 5 現在土葬されているのですが、改葬することはできますか？

A 5 できます。ただし、改葬先の市区町村やお墓によっては土葬を禁止していることがあります。その場合には、ご遺体を改葬先のお墓に納める前に火葬する必要がありますので、改葬先の市区町村に確認してください。火葬にかかる注意点は次のとおりです。

①改葬許可書が必要となりますので、必ず改葬許可申請をしてください。

②火葬場の予約及び火葬場使用許可申請を湖西市環境課で行ってください。

(改葬許可書を受領する前に予約することも可能です。)

③ご遺体の状況と申請者の意向により、火葬場と協議の上行うようになりますのであらかじめご理解願います。

(棺によるか体の一部として行うかなど火葬場使用料も変わり、一体ごととなると時間もかかるようになります。)

④新たに骨壺が必要な方は、火葬場ではご用意できませんので、葬儀社又は仏具店にお問い合わせ願います。

⑤当該改葬許可書で、湖西市以外の市区町村の火葬場において火葬を行うことも可能です。

予約・費用等については、申請者が希望される火葬場に直接お問い合わせください。

### Q 6 ご遺骨の移転先（改葬先）が決まっていますが、改葬許可の申請はできますか？

A 6 できません。改葬先が決まってから申請してください。

### Q 7 火葬後、自宅に安置していたご遺骨をはじめてお墓（納骨堂）に納めるに改葬許可書は必要ですか？

A 7 この場合は改葬にはあたりませんので改葬許可書は不要ですが、火葬場で火葬証明がされた死体火(埋)葬許可書が必要になります。

**Q 8 お墓を建て替えるために、一時的にご遺骨をお墓から出して、自宅に移動する場合改葬許可の申請は必要ですか？**

A 8 この場合は改葬にはあたりませんので改葬許可書は不要です。

**Q 9 ご遺骨をお墓又は納骨堂から出して、ご遺骨を二つに分けたあと、一つは元のお墓又は納骨堂に戻し、もう一つは別のお墓等に考えています。改葬許可書は必要ですか？**

A 9 これは「分骨」という手続きになります。改葬にはあたりませんので、改葬許可書は不要です。ご遺骨をわける際に、お墓又は納骨堂の管理者に「分骨証明書」を発行してもらってください。

**Q 10 お墓の中を見たところ複数の骨壺がある場合は、改葬許可の申請はどうしたらいいですか？**

A 10 ご遺骨 1 体（骨壺ごとに）ごとに改葬許可の申請をしてください。

**Q 11 お墓の中にご遺骨が見当たらないのですが、改葬許可の申請は必要ですか？**

A 11 改葬するご遺骨が無いようなら改葬許可書は不要です。

**Q 12 複数のご遺骨がお墓の中にあけられている場合の改葬許可の申請はどうしたらいいですか？**

A 12 ご遺骨が確認される方ごとに、改葬許可の申請をしてください。

**Q 13 過去住んでいた地域の共同墓地で、墓地管理者がわからないのですがどうしたらいいですか？**

A 13 共同墓地（みなし墓地）は墓地、埋葬等に関する法律の施行前から利用されてきた墓地ですが、地元の共同墓地管理者から埋葬証明があれば改葬許可の申請を受け付けています。墓地管理者が不明の場合には、環境課にご相談ください。

**Q 14 改葬許可申請の手続きを郵送で行いたいのですがどうしたらいいですか？**

A 14 （1）「改葬許可申請書」の様式が必要な場合

湖西市環境課生活係までご連絡ください。

電話 (053) 576-4533、FAX (053) 576-4880

E-mail:seikatsu@city.kosai.lg.jp

（2）郵送による申請

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地 湖西市環境課生活係 へお送りください。

※申請者と昼間（8時30分から17時15分）連絡が取れる電話番号と「改葬許可書」の郵送先の郵便番号、住所及び氏名を記載したものを同封願います。

お問い合わせ

湖西市 環境部 環境課 生活係

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地

電話 (053) 576-4533、FAX (053) 576-4880

E-mail:seikatsu@city.kosai.lg.jp

郵送にて申請する場合、下記項目を記載のうえ別紙改葬許可申請書に添付してください。

(あて先) 湖西市長

別紙のとおり、改葬の許可を申請します。

申請者	フリガナ	
	氏 名	
	〒	
	住 所	
	連 絡 先	昼間 (8時30分から17時15分) 連絡が取れる連絡先を記入願います。

-----

郵送用のあて名として切り取ってご使用ください。

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地 湖西市役所 環境課 生活係 行
--------------------------------------------------

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地 湖西市役所 環境課 生活係 行
--------------------------------------------------